

会社の目的の範囲内の行為と認めるべき一事例

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9137

会社の目的の範囲内の行為と認める

べき一事例

保 住 昭 一

抵当権設定登記抹消請求事件

（最高裁昭和三十一年（オ）第九一〇号、昭和35・3・28第二小法廷判決）
（原審東京高裁）最高裁判所民事判例集二巻四号六四八頁一棄却）

〔事実〕 原告X（合資会社）は、訴外A（株式会社）の被告Yに対する金二百万円の債務の物上保証人として、被告Yに対して会社財産（本件建物）に抵当権等を設定するにいたつたが、それにはつぎのような事情があつた。すなわち、訴外A会社は、昭和二十八年二月上旬駐留軍に対し約三千万円相当の食肉の納入契約をしたが、その買付資金に不足したため被告Yから金融を受けてきたが、同年七月二日金五百万円、同年八月一日金百五十万円の二口を弁済期同年九月末日利息月五分と定めて借受けた。被告Yは、右貸金の弁済方法としてA会社が駐留軍に納入した食肉代金を、商工組合中央金庫を経由して直接A会社に代つて受領する定めであつたところ、右弁済方法による貸金の回収に危惧したので相当の担保の提供を求めた。訴外A会社としては社屋がすでに取引銀行の担保となつている關係上、平素取引關係にある同業者の原告X会社に物上保証方を依頼した。同年十月六日訴外A会社は被告Yとの貸借を清算した結果、残元金二百七〇万円、利息金七〇万八千円合計三百四〇万八千円の債務の残存することを承認して右同額

の約束手形一通を振出したが、さらに被告Yの要求に応じて残債務のうち金百四〇万八千円については公正証書を作り、残りの金二百万円について、原告X会社に物上保証をしてもらうことになった。結局原告X会社は、被告に対し訴外会社の債務を担保するため同年十月十三日、本件建物に抵当権、弁済期に弁済しない場合の代物弁済並びに賃借権の各契約による登記をなすにいたつたのである。

原告Xは、これらの抵当権設定、代物弁済並びに賃借権設定に関する契約は原告会社の目的の範囲外であるから無効であり、したがつて登記を抹消せよと主張した。すなわち、原告Xと被告Yとの右契約は、その登記を経由したとしても、訴外Aのために本来何等の義務がないのかかわらず会社財産を担保に供し、かつこれに附随して右の如き契約をしたものであつて、原告会社の定款に定める牛豚精肉並びにその加工品の販売等その他これに附帯する一切の事業とある目的事項の範囲内に属せず、しかも右につき総社員の同意を得た事実も存しないから、右契約および登記は法律上無効であると。

第一審、第二審とも原告Xの主張を認めない。すなわち、第二審は、会社は定款に記載された目的自体に包含されていなくとも、それが客観的抽象的に考察して会社の目的遂行に必要たりうる行為であれば、これを行う権能を有するものと解すべきところ、本件は食肉並びに加工品の販売等を目的とするX会社が、取引関係にある軍需用食品の納入、食用獣鳥および活獣の販売並びに斡旋等を目的とするA会社を援助するため、A会社の債務につき物上保証として会社財産に抵当権を設定し、これに附随して代物弁済並びに賃借権設定契約をしたものであつて、これらは結局においてX会社の営業目的を遂行するに必要な行為と認むべきであるから有効である、としてXの控訴を棄却した。

Xの上告理由は、原審がX会社の前記契約を営業目的を遂行するに必要な行為で、会社の目的の範囲内の行為と認めたのは、法令違背である。すなわち、主たる債務者が履行不能の状況にあるのに、X会社の全資産を超過する多額

の債務につき、X会社の唯一の資産かつ唯一の営業所兼店舗である本件建物を物上保証等の目的に供することは、X会社の目的遂行に必要な行為たりえない、というのである。

〔判旨〕 上告棄却。

本件抵当権設定等各行為の成立するに至つた訴外A会社との間の事情に関し、原判決の認定およびその引用する第一審判決説示の如き経緯等、各般の事実を総合するときは、本件抵当権設定等各行為は、X会社の営業目的を遂行するに必要であり得るもので、その目的の範囲内の行為であるとした、原判決の判断はこれを肯定することができる。

〔批評〕 判旨の結論はともかくとして問題の余地を残すものと思う。

会社の権利能の範囲が定款所定の目的により制限されるか否かについては、民法第四三条の類推適用の有無をめぐつて学説が分れているが、判例は一貫して目的による制限を認めながら、いわゆる「目的の範囲内」ということの意味を漸次に広く解釈する方向へ変遷の過程をたどつてきており、本判決もその意味で趣旨を同じくするといえる。

一 まず判例の変遷を回顧してみるに（この問題に関する判例はきわめて多数であるが、ここでは大審院・最高裁判所の判例のみを引用する。なお目的を包含する）、判例は当初、会社がその創業に尽力した者に謝意として金二千円を贈る契約を結ぶこと（大判明三六・一〇二頁）、銀行の荷為替保証（大判明三七・五・一〇）または手形の支払保証（大判明四〇・二・一頁）を定款に目的として記載されてないために目的の範囲外としたが、やがて、やや態度を緩和して、会社がその目的とする営業のために金銭を借入れる行為は、定款所定の「目的遂行のため」にする行為であり目的の範囲内であるとし（大判明四一・二・一七）、或は、銀行の小切手の支払保証は預金または貸付に関する行為に外ならない、というような擬制によつて定款記載の目的の範囲を拡張しようとした（大判明四四・三・二〇）。しかし、判例が大正元年に「定款の条項に則とり、会社の目的たる事業の性質範囲を定むるに当りては、定款中に具体的に記載せる文言の本来の意義のみを標準として之を決することを得ず。却て其記載

事項より推理演繹し得べき事項は、仮令定款中に於て具体的に之を指示せざるも、尚ほ其記載事項中に包含せらるるものと推断することを妨げざるものとす。従つて定款中に於て之に相当する文言を以て記載せられざる事項と雖も、定款中に記載せる目的事項中に自ら包含せられたるものと認められ得べきものは、会社目的の一部を成すべきものなるのみならず、会社の目的を達するに必要な事項は、定款中に記載せられざるも其目的の範囲内に於ける会社の業務たるの性質を有するものとす」と判示して(大判大元・二二二五、民録一八輯一〇七八頁)、定款の目的自体の觀念に弾力性を与えらるるとともに、その目的を遂行するに必要な事項をも機能的に考えて、兩者を結合するという一のより明瞭な立場を確定した。その後の判例は、いづれも基本的には右の立場を踏襲するもので、すなわち、会社の解散前後を問わず会社に功勞ある者に対する報酬として慰勞金を贈与すること(大判大元・七・九頁、民録一九輯六・一九頁)、毛織物の製造販売を目的とする会社が破綻した取引先を救済して取引關係を維持するため手形を裏書すること(大判大元・三・六・五頁、民録二〇輯四・三七頁)、金銭貸付を目的と定めてない会社が消費貸借契約を締結して金銭を貸付けたまたは借受けること(大判大元・一・一・二頁、民録二七輯二・八六二頁)、会社が他の会社に金融を得させる目的で手形を裏書すること(大判大元・一・七・一頁、民録二七輯一〇・四・一三頁)、倉庫・運送業を営む会社の重油の買入れ行為(大判昭一三・二・七頁、民録一七輯五・〇頁)、銀行が漁業権を抵当として金融しその抵当権を実行して自ら競落人となること(大判昭一三・六・八頁、民録一七輯二・一九頁)、不動産その他の財産を保存しその運用利殖をはかることを目的とする会社がその所有家屋を売却すること(大判昭二七・二・二頁、民録一七輯六・七頁)等は、いづれも会社の目的たる事業を遂行するのに必要であり、目的の範囲内であるとせられている。そして、一定の行為が会社の目的の範囲内であるか否かを判定するについては、行為の客観的性質によつて定まるのではなく、各場合について判定すべき事実問題であるとしていたから(前掲大判大元・三・六・二、大元・一〇・七一頁)、それでは具体的事件により、その範囲が広狭区々で当事者が事前にそれを判断することは困難であ

つた。昭和十三年にいたつて「行為が外形より観て会社の目的たる業務を遂行するに必要な行為たり得べきものなるに於ては、その行為は会社の目的の範囲内の行為なり」と判示し（前掲大判昭二）、更に近時の最高裁判決は「かりに定款に記載された目的自体に包含されない行為であつても目的遂行に必要な行為は、また、社団の目的の範囲に属するものと解すべきであり、その目的遂行に必要なりや否やは問題となつてゐる行為が、会社の定款記載の目的に現実が必要であるかどうかの基準によるべきではなくして定款の記載自体から観察して、客観的に抽象的に必要であり得べきかどうかの基準に従つて決すべきものと解すべきである」と明瞭に判示するにいたり（前掲大判昭三）、行為が会社の目的の範囲内に属するか否かを、行為の客観的性質により抽象的に決する立場をとることによつて、結果的には会社のいわゆる「目的の範囲内」ということを一層拡張するにいたつてきており、本判示も全く従來の判例の立場をその儘踏襲したものである。

二 他方、近時の学説のかなり多数のものは、基本的には判例の立場に賛成してゐる。その根拠としては、会社法人は特定の目的を有する人格者であるから、その目的により会社の権利能力の限界が決定されるのは当然であるとし（田中「改正会社法概論」九一頁）、特定の目的のためにのみ資本を提供してゐる会社構成員の予定的利益の保護の必要があり（石井「商法I」一三五頁）、民法第四三条の類推適用があるとす（松本「増補株式会社法」二二頁、松岡「新会社法要義」二二頁、実方「会社法学I」四一頁）。但しこれら学説のうちにも、いわゆる「目的の範囲内」の意義については、判例の変遷に応じて、次第に広く解する傾向があり、判例の「目的の達成に必要な行為」の表現に代えて、「目的の達成に有益な行為」とか（石井前掲）、「目的に反しない限り一切の行為」（実方前掲）或は「その営業に関し起りうべからざる行為のみを除外し、営業の遂行上起りうべき総ての行為」（竹田「大判昭和十三年六月八日批」といふような表現を用いてゐる。しかし、表現方法としてはともかく、實際の結論においては判例との間に殆んど差異はないと思われる（しかし注意すべきは、目的による制限を認めながら、それに違反した場合の取引相手方の救済については殆んど論及したものが無い）。

定的利益と、会社と取引関係に立つ第三者の利益とが問題となる。現代における経済事情は極めて複雑であり、会社の営業目的に関連のある行為は無数であるから会社は實際上極めて広範囲に亘つて多数の取引をなさざるをえないのを常とする。この事情を考慮すれば、右の二つの利益のうち後者の保護に重点をおくべく、会社の権利能力は定款所定の目的によつては制限されないものと解するのが適當である。しかも、定款の目的規定が極めて詳細であるのを常として、違反の場合にはいわゆる「権限踰越の法理」(doctrine of ultra vires)を展開する英米法に比較して(アメリカ力では目的による制限を否定する学説、立法が有力になりつつあることは、上掲「アメリカ株式会社法における ultra vires 理論」英米会社法研究二四六以下)、わが国の如く一般に定款の目的を概括的に記載しているところでは、抽象的な字句に囚われて経済的利害関係の考察を怠ることは、著しく取引の安全を害する結果ともなる。

したがつて、民法第四三条の規定は公益法人に特有なものと考へるべく(許可主義のもとに國家の監督的コントロール下におかれる公益法保護に重点があるからであつて、その意味)、商法上の会社には類推適用すべきではないと考へる。人は、その活動を定款所定の目的によつて制限されるのは公益法では四三条は必ずしも不当な規定ではない)

ところで、会社の権利能力は定款所定の目的によつて制限されないと解すれば、会社構成員の保護は、結局、差止請求権(商二七)や取締役に対する損害賠償責任(商二六)のような会社の内部関係に関する別個の制度に委ねることとなるが、この点で学説は必ずしも明瞭ではない。目的による制限を否定するが、すべての会社に共通な抽象的営利の目的によつては制限されるとする見解は、この限度において会社構成員の予定的利益の保護を考慮しようとするものであるが、営利の目的の範囲内であるか否かの決定に再び問題を蒸し返すうらみがあり、取引安全の保護に更に徹底して、かかる営利の目的による会社の権利能力の制限をも否定する見解を妥当とすべきであろう(上掲「会社の能」力「前掲九四頁)。このような一般的権利能力主義に立つことは、会社との取引相手方の保護に外ならないから、悪意の第三者を保護することは必要でない。したがつて、悪意の第三者との法律関係、とくにその理論構成が問題になつてくる。この点で、たとえば、会社の権利能力は定款所定の目的によつては何等制限されないが、会社機関の権限はそれによつて制限され、し

たがつて、代表機関が目的の範囲外においてなした行為の効果については、代表機関の代表権に加えられた制限に違反する行為として、商法第二六一條第三項（（合名会社、合資会社について））の準用する民法第五四條の規定に従つて解決すべきであると解する立場や（大森前掲一六頁、柚木前掲三一九頁。なお、アメリカ統一会社法もこの考え方に近いことを指す。）、右の外に取引相手方の権利濫用（（民二））または会社からの損害賠償請求等の法理によつて解決すべきであるとする立場は（（田中）「（誠）」会社の目的外の行為、その努力の現れであり有力な解決方法であろう。しかし、右の見解にも、代表権限の個別的具体的制限ではなしに、いわゆる「目的の範囲」という抽象的な必ずしも明確でない基準によつて代表権限を制限することから善意悪意をめぐる紛争が起り易い、という欠陥があつて疑問の余地がある（（上柳）「（会社の能）」）。むしろ代表権限の制限を認めず、取引安全の極度の保護に伴う弊害は、代表機関の権限濫用の法理に委ねることによつて解決しようとする見解が優れていのではあるまいか（（上柳）「（会社の能）」）。尤もこの点では未だ明確な研究が行われていないのであるが、ヨーロッパ大陸法系諸国における会社の一般的権利能力主義（（スイス債務法六四三條はこ））について、単に会社の目的とその能力の範囲との関係にとどまらず、一般的権利能力主義を実現している他の立法技術の問題として、会社機関の代表権の範囲と会社との目的との関係もしくは権限濫用に対する法理論との関係等を比較法的に研究する必要がある点を指摘することができよう。

（一九五八・九・二九）